

恵庭市国民保護計画の変更について

■ 恵庭市国民保護計画の変更

1. 恵庭市国民保護計画の目的

恵庭市国民保護計画は、武力攻撃やテロ等の武力攻撃事態等が発生した場合に、国の方針に基づき、国や道、関係機関と連携・協力して、迅速かつ確に住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施することを目的に策定したものである。

2. 計画修正の趣旨

国において定める「国民の保護に関する基本指針」の変更等に基づき、北海道において「北海道国民保護計画」を変更し、各市町村においても「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」により、国民保護計画の変更を行う必要がある。

令和2年度において「北海道市町村国民保護モデル計画」の更新に伴い、恵庭市国民保護計画の変更を行うもの。

3. 主な修正事項

(1)「北海道市町村国民保護モデル計画」の更新に基づく変更事項

- ① 情報伝達手段として緊急情報ネットワーク等を使用した伝達方法を具体的に明記
- ② 「避難行動要支援者」及び「避難行動要支援者名簿」等へ文言修正し、名簿情報に必要とする記載項目と避難支援等関係者への提供について具体的に明記
- ③ 関連法の改正等に伴う用語の修正

(2)関係機関等組織改編に伴う変更及び表記の修正

- ① 経済部に「全国都市緑化北海道フェア準備室」を新設等